

給実甲第1307号

令和4年11月18日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年11月18日（第2項による改正については、令和5年4月1日）以降は、これによってください。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるもの	40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるもの

とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に $\frac{100}{105}$ を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分

とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に $\frac{100}{95}$ を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分

ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に同条第2項
第1号イに規定するそれぞれ
の月額合計額を加算した額
に100分の125を乗じて
得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属す
る給与法第19条の7第1項
の職員（特定管理職員を除
く。）の区分ごとに、それぞ
れ当該職員の勤勉手当基礎額
に100分の50を乗じて得
た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる
各庁の長に所属する給与法第
19条の7第1項の職員（特
定管理職員に限る。）の区分
ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に100分の
60を乗じて得た額の総額

ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に同条第2項
第1号イに規定するそれぞれ
の月額合計額を加算した額
に100分の115を乗じて
得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属す
る給与法第19条の7第1項
の職員（特定管理職員を除
く。）の区分ごとに、それぞ
れ当該職員の勤勉手当基礎額
に100分の45を乗じて得
た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる
各庁の長に所属する給与法第
19条の7第1項の職員（特
定管理職員に限る。）の区分
ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に100分の
55を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員

<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (1)・(2) (略)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の57.5</u>を乗じて得た額の総額 (1)・(2) (略)</p>	<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (1)・(2) (略)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 (1)・(2) (略)</p>
--	--

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必</p>	<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必</p>

要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額

要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額

に100分の120を乗じて
得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属す
る給与法第19条の7第1項
の職員（特定管理職員を除
く。）の区分ごとに、それぞ
れ当該職員の勤勉手当基礎額
に100分の47.5を乗じ
て得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる
各庁の長に所属する給与法第
19条の7第1項の職員（特
定管理職員に限る。）の区分
ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に100分の
57.5を乗じて得た額の総
額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1
項の規定により指定職俸給表の適

に100分の125を乗じて
得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属す
る給与法第19条の7第1項
の職員（特定管理職員を除
く。）の区分ごとに、それぞ
れ当該職員の勤勉手当基礎額
に100分の50を乗じて得
た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる
各庁の長に所属する給与法第
19条の7第1項の職員（特
定管理職員に限る。）の区分
ごとに、それぞれ当該職員の
勤勉手当基礎額に100分の
60を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1
項の規定により指定職俸給表の適

用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

以 上